

鹿児島県里親支援センター設置運営事業者公募要領

1 公募の趣旨

家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置に向け、里親支援センター設置運営事業者を公募する。

2 事業開始日

令和6年11月1日（金）

3 支援対象地域

県内全域

※ ただし、一部業務において、県の全域を支援対象とすることが難しい場合は、設置運営事業者候補者の選定後、県及び児童相談所と協議の上、支援対象地域を決定する。

※ 令和5年度末の里親登録世帯数は259世帯。

4 業務概要

別紙「鹿児島県里親支援センター設置運営事業仕様書」のとおりとする。

5 応募要件

応募要件は、以下のとおりとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する者であること。
- (2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から設置運営事業者候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (7) 主たる事業所の所在地の県における直近1事業年度の県税の滞納がないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

6 運営費基準額

33,992,580円（年額）

※ 上記の金額は、里親支援センターを1年間運営する場合で、人員の加配等による加算を含めない金額である。

※ 令和6年11月1日に開設した場合の運営費基準額は、14,163,575円（2,832,715円×5か月）である。

※ 実際の金額は、こども家庭庁が定める国庫負担金交付基準による。

7 スケジュール（予定）

令和6年7月5日（金）	公募要領等の公表
令和6年7月11日（木）	質問受付期限
令和6年7月18日（木）	質問回答
令和6年7月19日（金）	参加申込書受付期限
令和6年8月7日（水）	企画提案書提出期限
令和6年8月下旬	審査会（ヒアリング審査）
令和6年9月上旬	審査結果通知
令和6年9月中旬	里親支援センター開設支援事業費補助金 交付申請開始
令和6年9月中旬	里親支援センター認可申請
令和6年9月中旬 ～10月下旬	準備期間
令和6年10月下旬	里親支援センター認可
令和6年11月1日（金）	里親支援センター開設

8 参加申込手続き

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。参加の可否については、申込者にメールで通知する。

(1) 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 参加申込事業者の概要（第2号様式）

ウ 誓約書及び役員名簿（第3号様式）

※ ウについては、鹿児島県警察本部に照会するために使用する。

(3) 提出方法

文末記載の宛先へメール提出

※ 送付後、到達確認のため、提出先宛て電話連絡すること。

9 質問及び回答

企画提案の応募を希望する者で、本業務に関する質問等がある場合は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月11日（木）午後5時まで

(2) 提出書類

質問書（第4号様式）

(3) 提出方法

文末記載の宛先へメールで提出

※ 送付後、到達確認のため、提出先宛て電話連絡すること。

(4) 回答方法

県ホームページへ回答を掲載

※ ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案に関わる個別具体的な内容の場合は、質問者に対してのみ回答を行う。

10 企画提案書等の提出手続き

8の参加申込手続きを行った事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の構成等

ア 企画提案書届出書（第5号様式）

イ 企画提案書（第6号様式）

- ウ 業務の実施体制（第7号様式）
- エ 事業費積算書（第8号様式）
- オ 決算書（間近2期分の貸借対照表，損益計算書，収支計算書など）

(2) 提出部数

6部（正本1部，副本5部）

※ 10(1)アからオを1セットとし，左上をクリップで留めること。

(3) 提出期限

令和6年8月7日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

文末記載の宛先へ直接持参又は郵送

※ 郵送の場合は，期限までに必着とし，送付した旨を電話で連絡すること。なお，天災を除き，輸送中のトラブル等は考慮しない。

(5) 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を辞退する場合は，審査会開催日の3日前（県の閉庁日を除く）までに辞退届（任意様式）を直接持参又は郵送すること。

11 審査

(1) 審査方法

参加申込資格を満たすことが確認された企画提案者を対象に，別途設置する審査会において，提案者からの説明及びヒアリングによる審査を行う（各応募者30分程度，非公開）。

なお，審査者が1者の場合も審査は実施し，総得点の6割以上である場合に当該提案者を設置運営事業者候補者とする。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査会開催日

ア 令和6年8月下旬 ※詳細は，応募者へ別途メールにて通知

イ 開催場所 鹿児島県子ども福祉課が指定する場所（県庁会議室を予定）

(4) 選定結果の通知

審査会の審査結果に基づき，設置運営事業者候補者を選定し，選定後，速やかに書面で結果を通知するとともに，県ホームページ上で公表する。

なお，審査結果についての異議申立ては，一切受け付けない。

12 その他留意事項など

- (1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本公募要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とみなす。
- (3) 企画提案書は、1者1提案のみとする。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則認められないが、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のため、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本事業の一部を第三者への委託により実施する場合は、その内容（委託先・委託料等）を事業計画書等に明記すること。
- (7) 令和6年度のスケジュールは、別紙「里親支援に係るスケジュール（予定）」のとおり予定しているが、企画提案は、1年間里親支援センターの設置運営事業を実施する場合の内容とすること。
- (8) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された設置運営事業者候補者と県及び児童相談所との協議により決定する。
- (9) 応募内容と実際面で重大な乖離が判明した場合及び協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

13 里親支援センター設置の認可申請

設置運営事業者候補者の選定後、里親支援センターを開設する前に、法令等で定めるところにより、県に対し、里親支援センター設置の認可申請を行うこと。

14 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課子ども福祉係

TEL 099-286-2771（直通）

E-mail j-hukushi@pref.kagoshima.lg.jp

【参考】里親支援センター開設支援事業

里親支援センターの設置運営事業者として選定された事業者については、開設準備に要する経費に対する補助金の活用が可能です。

手続きについては、選定後に御案内します。

(1) 対象経費

① 改修費（改修工事等の費用（施設整備費の対象になるものを除く））

② 開設準備経費（備品購入費用等）

※ 県が承認した日付より後に着手した場合に限る

(2) 補助基準額

1事業所あたり合計8,000千円（上限）